

令和2年度  
広島市介護サービス事業所集団指導研修  
～高齢者虐待の防止について～

【養護者等による高齢者虐待防止編】

---

広島市健康福祉局高齢福祉部  
地域包括ケア推進課

広島市  
地域包括  
ケアシステム

はじめに

養護者による虐待相談・通報件数は全国的に年々増加していますが、虐待と判断された件数は横ばいです。

虐待者の続柄で最も多いのは「息子」で、虐待に至った原因としては「虐待者の生活や人格に基づく言動」や「虐待を受けている高齢者の認知症の症状」「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」などがあげられます。

虐待を防ぐには、虐待につながるサインに気づき、早期に適切な支援を行うことが大切です。

## 目次

- 1 高齢者虐待防止法の理解
- 2 養護者による高齢者虐待の現状
- 3 早期発見・未然防止に向けて
- 4 高齢者虐待対応について

## 高齢者虐待防止法の理解

---

## 高齢者虐待防止法（平成18年4月1日施行）

### 【正式名称】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

### 【目的】

高齢者の権利利益を擁護すること

（※虐待をした人を罰するための法律ではありません。）

### 【範囲】

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ・**養護者による高齢者虐待**

### 皆様におさえていただきたいこと

|   |                             |                                                                                                                      |
|---|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <b>通報義務</b><br>（根拠：法第7条第1項） | 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を <b>発見した者</b> は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを <b>市町村に通報しなければならない</b> 。                |
|   | 通報義務<br>（根拠：法第7条第2項）        | 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。                                             |
| ② | 通報者保護<br>（根拠：法第8条）          | 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。 |

## 養護者による高齢者虐待の定義

|       |                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 養護者が  | 高齢者虐待防止法 第2条第2項<br>高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。<br><br>※養介護施設従事者等:老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターの業務に従事する者 |
| 高齢者に  | 高齢者虐待防止法 第2条第1項<br>「65歳以上の者」と定義                                                                                                                                         |
| 虐待を行う | ・身体的虐待<br>・介護・世話の放棄・放任<br>・心理的虐待<br>・性的虐待<br>・経済的虐待                                                                                                                     |

## 虐待の種類

|                        |                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待                  | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。                          |
| 介護・世話の放棄・放任<br>(ネグレクト) | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。 |
| 心理的虐待                  | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。        |
| 性的虐待                   | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。                     |
| 経済的虐待                  | 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。    |

## 身体的虐待

### 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。
  - ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
  - ・刃物や器物で外傷を与える。など
- ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
  - ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
  - ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など
- ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為
  - ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
  - ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など
- ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
  - ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）
  - ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など

### 介護・世話の放棄・ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人（ネグレクト） 居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

- ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
  - ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
  - ・水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
  - ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など
- ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
  - ・徘徊や病気の状態を放置する。
  - ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
  - ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など
- ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
  - ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を養護者が放置する。など

### 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など

### 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする。
- ・キス、性器等への接触、セックスを強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・自慰行為を見せる。など

### 経済的虐待

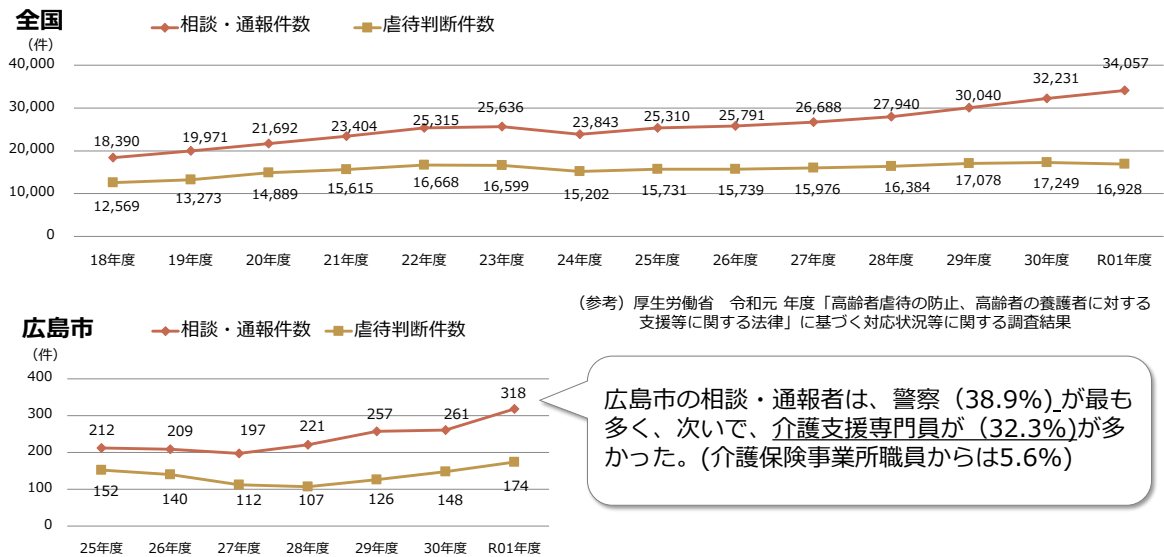
養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

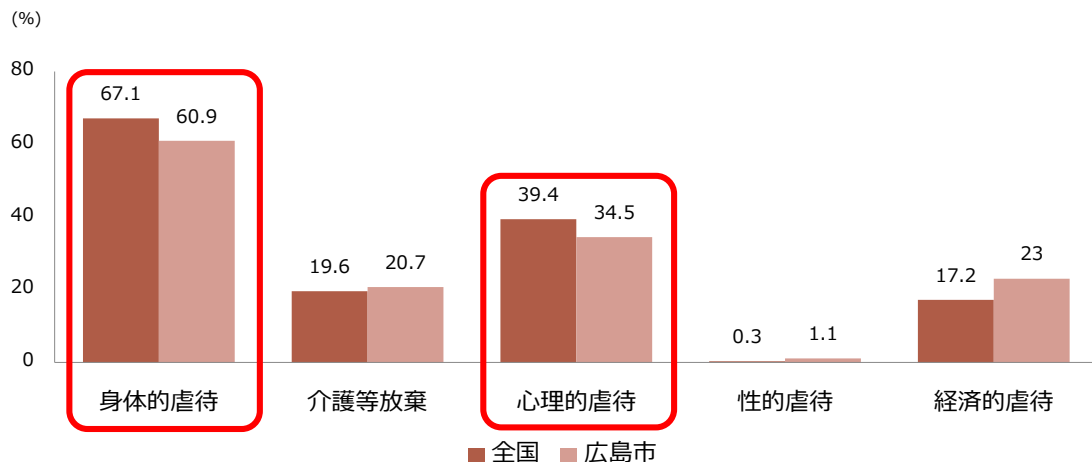
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など

# 養護者による高齢者虐待の現状

## 養護者における高齢者虐待の相談・通報件数と虐待件数の推移



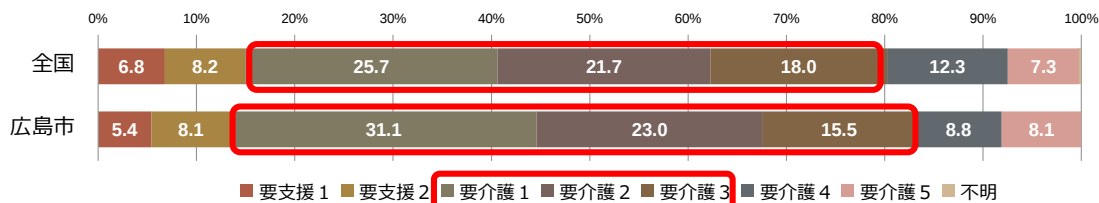
## 養護者における高齢者虐待の種別と割合



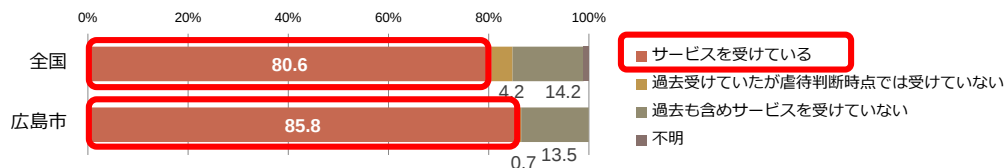
(参考) 厚生労働省 令和元 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

## 被虐待高齢者の状況

### 要介護認定の状況



### 要介護認定のある者のうち、介護サービス利用状況



(参考) 厚生労働省 令和元 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

## 虐待の発生要因（全国）※複数回答

### 虐待者の要因

- ① 性格や人格 ..... 54.2%
- ② 介護疲れ・介護ストレス ..... 48.3%
- ③ 被虐待者との人間関係 ..... 44.4%

など

### 被虐待者（高齢者）の状況

- ① 認知症の症状 ..... 53.4%
- ② 身体的自立度の低さ ..... 39.8%
- ③ 精神障害、高次機能障害、知的障害、  
認知機能の低下 ..... 28.9%

など

### 家庭の要因

- ① 経済的困窮（経済的問題） ..... 33.2%
- ② 他家族との関係の悪さ等 ..... 28.9%
- ③ 家族の無関心・無理解・非協力 ..... 20.1%

など

### その他

- ① ケアサービスの不足の問題 ..... 19.4%
- ② ケアサービスのミスマッチ等の  
マネジメントの問題 ..... 4.4%

など

（参考）厚生労働省 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

## 早期発見・未然防止に向けて

## 高齢者虐待のサインに気づくためのポイント

### 《対応の基本》

- ① 高齢者の意思を尊重した対応をする
- ② 無理な情報収集は避け、信頼関係を築き、話しやすい雰囲気を作る
- ③ 高齢者と養護者双方の話を別々に聞く機会を作る
- ④ 自分の価値観や思い込みで対応せず、関係者とチームで考える
- ⑤ 客観的な事実について確認する
- ⑥ 言葉以外の、声の感じや表情を観察する。高齢者の様子に合わせて、虐待者の様子も観察する。生活環境の観察により価値観などを知る。

(参考) 広島市ホームページ：「高齢者虐待防止・早期発見マニュアル」

## サインをキャッチするための声かけの例



「生活の中で、何かお困りのことはありますか？」

「夜眠れていますか？つらいことはありませんか？一人で悩まないでくださいね。一緒に考えていきましょう。」

「他に、どなたか相談できる親族の方はいらっしゃいますか？」

「今後の生活は、どのようにしていきたいとお考えですか？」

「ご家族は、どのような気持ちをお持ちですか？」

「介護にあたって、月にいくら位までご負担できますか？」

虐待が疑われるサインがみられる場合は、  
**「区地域支えあい課」** または **「地域包括支援センター」** へご相談ください。

## 高齢者虐待対応について

---

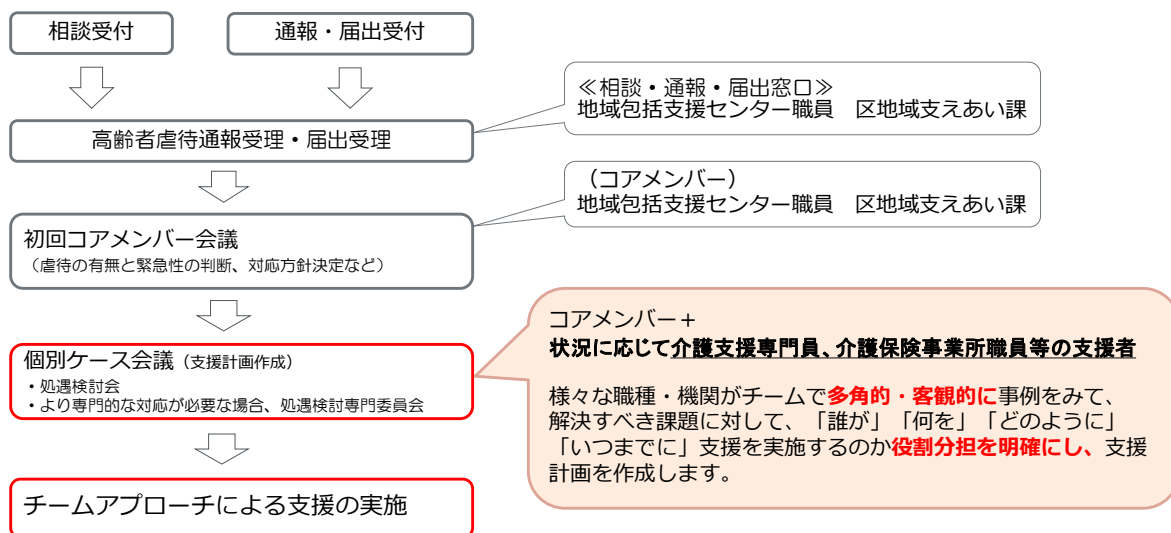
### 高齢者虐待対応の目的

- ① 虐待の解消
- ② 高齢者が安心して生活を送るための環境整備



高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、  
高齢者の権利擁護を実現させること

## 広島市における養護者等による高齢者虐待への対応の流れ



## 虐待対応と個人情報保護の例外規定

[個人情報保護法]

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 略
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

介護事業者などが、高齢者虐待対応において、高齢者本人の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市町村など）に情報提供をすることは認められます。

## 虐待対応の視点 ①高齢者への支援の視点

|                         |                                                                                                            |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 自己決定への支援             | <u>高齢者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状況を理解し、本来もっている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援する。</u>                              |
| 2) 本人保護と危機介入            | 高齢者自身が介入や分離保護を拒否する場合であっても客観的にみて「 <u>高齢者の安心・安全の確保</u> 」が必要な場合は、「自己決定の尊重」よりも「 <u>高齢者の安心・安全の確保</u> 」を優先させる。   |
| 3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備 | 高齢者のおかれている現在の状況に加え「生活全体」や「人生全体」を意識して支える視点が重要。虐待が解消した後、 <u>高齢者が主体的に生きられるような生活や人間関係の再構築を目指す支援</u> を考える必要がある。 |

## 虐待対応の視点 ②養護者への支援の視点

|                       |                                                                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 高齢者と養護者の利害対立への配慮   | <u>高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の対応従事者（チーム）によってなされる必要がある。</u>                                                               |
| 2) 虐待の発生要因と関連する課題への支援 | 養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むことになる。                   |
| 3) 養護者支援機関へのつなぎ       | 養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、 <u>適切な機関につなぎ、支援が開始されるような働きかけを行うことが重要。</u> |

## 介護支援専門員や介護保険事業所職員の役割

### «高齢者虐待防止のために»

高齢者本人や家族との信頼関係を構築し、地域において日頃から適切なサービス等の提供が受けられるよう支援する。

### «早期発見のために»

関係する介護サービスの担当者等と日常的に意見交換し、気づきを共有することにより、高齢者や家族の抱えている困難や虐待のサインをキャッチし、適切な支援につなぐ。

### «高齢者虐待が疑われる高齢者を発見した時には»

一人で抱え込まず、区地域支えあい課や地域包括支援センターにまず相談をする。

### «虐待対応では»

虐待の解消に向け、支援計画に基づきチームの一員として役割を担う。

（高齢者の日常を支えるケア、養護者への助言・情報提供、介護サービスの利用による介護負担の軽減等）

## まとめ

- ・養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（通報義務）。
- ・高齢者虐待を早期発見・未然防止するためには、高齢者虐待のサインに気づき、適切な支援につなげることが大切である。
- ・高齢者虐待対応では、高齢者とともに養護者も支援する。また、「虐待の解消」と「高齢者が安心して生活を送るための環境整備」に向け、様々な職種・機関がチームアプローチにより支援を実施する。